

●香川県告示第 300 号

香川県建築基準法及び建築士法に規定する書類の閲覧規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年 7 月 1 日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県建築基準法及び建築士法に規定する書類の閲覧規程の一部を改正する規程(案)

香川県建築基準法及び建築士法に規定する書類の閲覧規程（平成19年香川県告示第340号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2及び建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の9に規定する一般の閲覧に供する書類並びに<u>建築基準法施行細則（平成20年香川県規則第 号）第19条第1項に規定する図書又は書面のうち知事が一般の閲覧に供する必要があると認めるもの</u>（以下「閲覧対象書類」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(閲覧対象書類)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 建築基準法施行細則第19条第1項第1号に規定する道路の位置の指定申請添付図面又はその写し</u></p> <p>(閲覧所の設置)</p> <p>第 3 条 前条の閲覧対象書類を閲覧するための場所（以下「閲覧所」という。）は、<u>次の各号に掲げる閲覧対象書類の区分に応じ、当該各号に定める場所に置く。</u></p> <p>(1) <u>前条第1号に掲げる閲覧対象書類 当該書類に係る建築物、建築設備又は工作物の敷地となる土地の区域を所轄する香川県土木部建築課内又は土木事務所等（建築基準法施行細則第3条に規定する土木事務所（</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2及び建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の9に規定する一般の閲覧に供する書類（以下「閲覧対象書類」という。）の閲覧に関し必要な事項を定める者とする。</p> <p>(閲覧対象書類)</p> <p>第 2 条 閲覧対象書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(閲覧所の設置)</p> <p>第 3 条 前条の閲覧対象書類を閲覧するための場所（以下「閲覧所」という。）は、<u>同条第1号に掲げる閲覧対象書類にあっては当該書類に係る建築物、建築設備又は工作物の敷地となる土地の区域を管轄する香川県土木部建築課内並びに建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則（昭和47年香川県規則第45号）第3条に規定する各土木事務所（香川県高松土木事務所を除く。以下同じ。）及び香川県小豆総合事務所内に、前条第2号に掲げる閲覧対象書類にあっては香川県土木部建築課内に置く。</u></p>

香川県高松土木事務所を除く。）又は香川県小豆総合事務所をいう。以下同じ。）内

(2) 前条第2号に掲げる閲覧対象書類 香川県土木部建築課内

(3) 前条第3号に掲げる閲覧対象書類 香川県土木部建築課内及び当該書類に係る建築物、建築設備又は工作物の敷地となる土地の区域を所轄する土木事務所等内

(閲覧の停止又は禁止)

第7条 知事又は土木事務所等の長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対しては、閲覧対象書類の閲覧を停止し、又は禁止する。

- (1) この規程の定めに従わない者
- (2)～(4) 略

(閲覧の停止又は禁止)

第7条 知事又は第3条に規定する各土木事務所若しくは香川県小豆総合事務所の長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対しては、閲覧対象書類の閲覧を停止し、又は禁止する。

- (1) この規定の定めに従わない者
- (2)～(4) 略

附 則

この規程は、平成20年 月 日から施行する。